

管理コード	重要事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理業務事項	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁						
120140	工業専用地域における用途地域の緩和措置	建築基準法第48条、別表第2、都市計画法第8条、第12条の5	工業専用地域内であっても、特定行政庁による許可等により、カフェ・レストランの立地は可能。	尼崎運河再生プロジェクト計画においては、尼崎市南部の運河を核としたにぎわいのある地域づくりを目指し、その拠点となるカフェ・レストランなどの施設配置を計画しているが、地域全体が工業専用地域となっており、施設立地が自由には出来ない状況である。そこで、運河再生プロジェクト計画内の工業専用地域においてカフェ・レストランに係わる用途規制については、その適用を除外する特区を提案する。	(提案内容) 尼崎臨海地域(国道43号以南)において、運河再生プロジェクト整備計画に位置づけられた、カフェ・レストラン等の飲食店については、建築基準法第48条第12項本文及び同法別表第2(ウ)の5に定められた用途規制の適用を除外する。 (理由) ① 同法第48条第12項ただし書きでは、個別に「特定行政庁が工業の利便を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ない認められる場合は、同法別表第2で工業専用地域内において建築してはならない建築物の建築も許可できるが、施工者から見れば公衆への意見聴取、建築審査会の同意等の手続きが複雑で、公認金などの詳細計画等の作成による経費の負担や時間もかかるためリスクが大きく、立地の大きな障害となっている。 ② 運河再生プロジェクト整備計画は、県、市、隣接する工場を所有する企業、地元住民等が構成される実行委員会において策定されるため、同計画において飲食店を建築しても工業の利便性を阻害せず、公益上やむを得ないエリア及び建築できる飲食店の種類、規模をあらかじめ定めおけば法の定める許可手続きを省略しても工業の利便性を害するおそれがない。 ③ 今回の提案の実現により整備計画にあらかじめカフェ・レストラン等の立地可能場所を定めることにより、広く周知することができ、実現可能性の高い意図を持ってカフェ・レストラン等のにぎわいの核となる施設を迅速に誘致することが出来ることとなり、地域の活性化に寄与する。	D	—	用進地域に関する都市計画は、将来にわたる土地利用のあり方を定めるものであるため、公・複合等の手続きを経て、都道府県又は市町村において定めることとしている。 また、建築基準法第48条ただし書きに基づく用途規制の例外許可においても、上記のような都市計画の届出を経ない代わりに、当該許可に利害関係を有する者の出席を求め、公開による意見の聴取を行い、かつ、建築審査会の同意を得た上で、特定行政庁が保存している。 このように、用途規制の変更や適用除外については、その重要性に鑑み、都市計画法や建築基準法に基づき、当該地域においてその公平性及び妥当性等を担保するための十分な手続きを経て行われるものであり、また、県又は市の自主性に基づき、用途地域の変更や地区計画の策定等により対応可能な制度がすでに設けられている。 さらに、ご提案の地域は、特区提案者である兵庫県がそもそも都市計画において工業専用地域として決定した地域であり、ご提案の飲食店等の立地を推進しようとする場合は、公平性及び妥当性等を担保するため、建築基準法第48条ただし書きに基づき、当該許可に利害関係を有する者からの意見の聴取を行い、かつ、建築審査会の同意を得た上で、特定行政庁が許可することが必要とされ、事業者の立地意欲の向上のみを理由に上記の許可を除外してはならない。	右提案主体からの意見に対して回答された。	カフェ・レストランについては、民間事業者による効率的で創意工夫に富んだ運営を想定している。特区提案が認められれば、広く周知することが出来るため、民間事業者にとって、現行制度(建築基準法)の課題である手続きの煩雑さや時間的ロス、費用負担リスクを回避することが出来、尼崎運河への立地意欲が高まることとなるため、提案しているものである。また、平成22年度国の予算編成等に対する本県の提案(H21.12.2)において、地方の自立を促進する支援の強化の項目中「今年6月に行った本県の第15次構造改革特区提案に対する国の最終回答を踏まえて第16次提案において再提案した項目の実現に向けた支援」を提案しているところである。 【参考】本県の井戸知事は、今回の提案に際し、以下のとおり記者会見(H21.11.2)している。「阪神南東部局域では、21世紀の尼崎運河再生プロジェクトを行っています。食品販売業者や店舗又は飲食店については、現行制度でも工業専用地域に例外措置として建築できるのですが、公認金等が必要であったりして、手続きが非常に複雑になっていますので、それを簡素化して認めていただくというようなことができないかという点を要請しているものです。」	D	—	ご提案のように、一定のエリアにおいて飲食店等の立地を推進しようとする場合は、本来、都市計画の手続きを経て、工業地域等の用途地域への変更や、地区計画の策定等により対応すべきである。 ご提案の地域は、特区提案者である兵庫県がそもそも都市計画において工業専用地域として決定した地域であるので、庁内において十分に調整された。 また、都市計画決定手続きを経てご意見のように広く周知することは可能である。 なお、都市計画の手続きを踏みに、都市計画で決定された用途規制を適用除外として、個別に飲食店等の立地を許可しようとする場合は、公平性及び妥当性等を担保するため、建築基準法第48条ただし書きに基づき、当該許可に利害関係を有する者からの意見の聴取を行い、かつ、建築審査会の同意を得た上で、特定行政庁が許可することが必要とされ、事業者の立地意欲の向上のみを理由に上記の許可を除外してはならない。											
120150	除雪機械の使用制限の撤廃	積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法第3条、第6条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条、第11条	「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第11条において、補助事業者は法令の定及び補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業を行うように努めるとともに、補助金等の他の用途への使用をしてはならないとされている。	国庫補助を受けて購入した除雪機械の使用制限の制限を撤廃する。	国庫補助を受けて購入した除雪機械の使用制限の制限を撤廃することにより、効率的な除雪を行う。 除雪事業は、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法により指定された路線の除雪を行うにあたり、国庫補助を受けて実施している。同法に定める「指定路線」は昭和60年に指定以降見直しはされていないが、除雪が必要な路線は増加しており、国庫補助を受けにくい単独での除雪を行わざるを得ない路線が増加している。 具体的には、地方公共団体が国庫補助を受けて購入した除雪機械は積雪寒冷地の指定をされた各地方公共団体道しか除雪することが出来ず、各路線間を移動する場合に指定路線以外を走行する方が効率的な場合があり、さらにその際に除雪を行うことが出来れば、時間的にも短時間で除雪を行うことが出来る。 については、効率的な除雪を行うため、国庫補助を受けて購入した除雪機械の使用制限の制限を撤廃することを要望する。	D	—	補助の目的に沿った使用を妨げない範囲において、指定道間の移動中の除雪を行うことは、補助金等に係る予算の適正化に関する法律に抵触するものではないため、現行規定により対応可能である。			D	—												
120160	慣行水利権のかんがい用水を活用した小水力発電設備設置における流水占用許可の見直し	河川法第23条 河川法施行規則第11条	水力発電規模の大小にかかわらず、河川の流水を占有するためには、河川法第23条に基づき、許可を得なければならない。許可の申請は、河川法施行規則第11条に基づき、申請書及び必要図書を提出して行う。	○かんがい用水を活用して小水力発電の河川法第23条の許可処分を受けるにあたっての前提条件(慣行水利権の許可化)の廃止。 ○河川法施行規則第11条の改正(同案に定める申請図書の一部省略)	山梨県は水量に恵まれた急流のかんがい用水(大半は慣行水利権)が多く、小水力発電に利用可能な有望地点が多数あることから、これを有効に活用した小水力発電の普及を積極的に進めたいと考えている。 慣行水利権のかんがい用水において、慣行水利権者以外の者が、小水力発電について河川法第23条の許可(流水占用許可)を得る場合、かんがい用水として使用している慣行水利権についても流水占用許可を得ることが前提とされている(国土交通省地方整備局による行政指導)。しかし、小水力発電の申請者(慣行水利権者以外の者)が慣行水利権者に流水占用許可の申請の同意を得ることは困難である。また、小水力発電は水を消費しないことから、かんがい用水や河川の流況に何ら影響を及ぼさない。 そこで、慣行水利権に関しては流水占用許可を得ることを前提条件とはせず、小水力発電についてのみ流水占用許可を得るとする。なおその際、上記で述べたように、小水力発電はかんがい用水及び河川流況に何ら影響を及ぼさないことから、河川法施行規則第11条の改正(同案に定める申請図書の一部省略)を併せて求める。 ○内容を省略する図書 ・河川の流量と申請に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係を明らかにする計算 (具体的には下記資料) ①河川実測図(平面、縦横断) ②流量計算書(河川) ③水収支計算書(河川)	C	—	既存の水路等から取水して新たに発電を行う場合、その取水量の範囲内で新たな取水を行うことが明らかであれば、他の水利使用や河川環境等に影響がないことから、平成17年に申請手続きを簡素化しています。 一方、旧河川法(以下「慣行水利権」という。)により河川法の許可があったものとみなす水利使用(以下「慣行水利権」という。)を使用する場合、取水量が明確でなく、その取水量の範囲内で新たな取水を行うことが明らかではないため、小水力発電の取水量の確認が必要となり、水利使用許可申請書類(河川平面・縦横断図、流量計算書等)の提出は必要となります。仮に取水量を確認せず許可した場合、他の水利使用や河川環境等に重大な影響を及ぼす恐れがあることから以下の方法のいずれかで許可手続きを行って下さい。 ①慣行水利権について、改めて水利使用許可した上で、従属する小水力発電の水利使用許可に係る申請手続き等を簡素化。 ②慣行水利権はそのまま、小水力発電の水利使用許可については、通常の申請手続きで行う。	右提案主体からの意見に対して回答された。	貴省回答②の意味は、慣行水利権のかんがい用水を活用した小水力発電をする場合、慣行水利権のかんがい用水については許可水利権化を求めないことなのか確認させていただきます。また、回答に「慣行水利権を使用する場合、その取水量が明確でないため発電の取水量の確認と河川平面等の申請書類が必要」とありますが、設置場所や流量測定して発電規模等の設計を行い許可申請をすることで、取水量は確認できます。したがって、河川平面・縦横断図、河川流量計算書、水収支計算書の提出は必要ないと考えます。	C	—	②の「慣行水利権はそのまま」とは、許可水利権化をしないということです。この場合の小水力発電の水利使用許可については、慣行水利権は、流量や工物の安全性等を確認していいから、許可水利権の従属発電とは異なり、関係する添付書類を省略できず、河川平面図、縦横断図、河川流量計算書、水収支計算書の提出が必要となります。											
120170	市街化調整区域における、土地開発規制の緩和	農地法第4条、第5条 農業振興地域の整備に関する法律第10条、第13条 都市計画法第34条	市街化調整区域においては、都市計画法第34条各号に適合する開発行為については、許可が可能となっている。	市街化区域に隣接する、市街化調整区域内の農地においては、従業者の高齢化及び、継承者が不在が非常に大きな社会問題となっている。現行における市街化調整区域では、他の用途への転用が非常に限られており、いわゆる耕作放棄地の増加が年々増加しており、このままでは市街化区域に隣接する市街化調整区域は農地の用途をたどることとなる。このため農業施設に限り、ある一定の要件を満たせば、構造改革特区により、市街化調整区域内の土地開発規制を緩和することとする。これにより高齢者農家の救済や耕作放棄地対策がなされるばかりか、政府が定めた数値目標である、「CO2等排出量について、2020年までに25%減(1990年比)」の達成に寄与できるものである。	提案に係る農業施設の内容が必ずしも明らかではなく、太陽光発電の設備を備えていることのみをもって、一律に市街化調整区域における許可の可否を判断することは困難であるが、例えば、市街化調整区域内に存する観光資源の有効な利用に必要な建築物の用に供する目的で行う開発行為や、開発区域周辺の市街化を促進する恐れがなく、かつ、市街化区域において行うことが困難又は著しく不適当と都道府県知事が認め、あらかじめ開発審査会の議を経た開発行為については、現行制度上許可が可能となっている。後者の例として、国土交通省が各開発許可権者に技術的助言として示している「開発許可制度運用指針」においては、「市街化調整区域における自然的土地利用の緩和」としたレクリエーションのための施設を構成する建築物」を例示しているところである。	D	—					D	—				株式会社 玉越	愛知県	農林水産省 国土交通省					